

2018年2月13日

科研費研究「非典型時間帯就労に着目したワーク・
ライフ・バランスの国際比較研究」
千葉大学リーディング研究プロジェクト
「未来型公正社会研究」
共催

「ワーク・ライフ・バランス概念の
学際的再検討」コメント

水島治郎(千葉大学法政経学部)

本日のご報告：アプローチの違い

- 経済学

⇒ 効用最大化行動(の失敗)と
その外部性の分析
外部性を内部化する政策提案

- 社会学

⇒ (異質な個人の集合体
としての)社会の動態
「役割期待」を踏まえた
「バランス」を分析

- 産業保健学

⇒ 「ヘルス」の維持・増進
長時間労働や多様な職業
ストレスの問題を分析
行政提案＋企業提言

- 労働法

⇒ 労働規制を通じた労働
者の「解放」(の必要性和
限界)の現状とあるべき姿
を分析、法政策上の提言

残されたテーマ

- 日本的雇用慣行の問題
 - ➡経営学・人事管理論？
- 「会社」的人間関係
 - ➡(文化)人類学？
- 「雇用外」の生活保障
 - ➡福祉政治論、BI論？
- 労働組合の役割
 - ➡労使関係論？
 - 労働社会学？
- WLBと「幸福」
 - ➡憲法学(幸福追求権)？
 - ポジティブ心理学？

～問題提起～

黒田先生：「満足」と「ヘルス」の相反する関係をふまえると、個人にとっての「効用」とは何を指すのか

筒井先生：「役割期待」についてのご指摘は興味深い
が、同様に「正社員」「お客様」といった「役割」についても分析できるのではないか

渡井先生：長時間労働の防止と並び、長期（リフレッシュ）休暇の効用についてはどうか

皆川先生：増加する自営形態の働き手に「団結権」を認めうる可能性はないのか

(ご参考)

ワーク・ライフ・バランス先進国：オランダ オランダでは労働時間は「選ぶ」もの…

●労働時間変更法 (2000年)

→労働時間の選択の自由を保障

労働者が労働時間の
変更を申し出た場合、
基本的には使用者は
認めることが義務付け
られている



●フルタイム・パートタイム間の 差別禁止（1996年）



時間あたり賃金その他の
労働条件は基本的には
均等

→オランダのパート
タイム労働者は、日本で
いう短時間正社員
昇進も珍しくない

2016年以降本格化した 日本の「働き方改革」と「生前退位」

一見無関係な「働き方改革」と天皇の「生前退位」
…→実は共通の社会変容を示すものでは？

- 20世紀型「24時間働けますか」モデルの終焉
- 「生涯ご公務」時代の終わり

～天皇の働き方は、日本国民「働き方」の象徴？

- →いずれの動きも従来の日本の「時間・場所の無限定的な仕事」にピリオドを打とうとする点で共通

ご清聴ありがとうございました

ハーグ平和宮（国際司法裁判所）

